平成２３年（フ）第２８号
横浜市旭区上白根２丁目58番40号
債務者　小林　弘美
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７７号
岡山県津山市加茂町倉見578番地６
債務者　佐々木　進
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月17日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第７４５号
静岡県袋井市浅羽一色141番地　カンフォーラⅡ103号室
債務者　渡邉　博善
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３４８号
北海道白糠郡白糠町西庶路東３条南１丁目１番地１
債務者　田畑枝美子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１号
釧路市大楽毛北１丁目21番12号
債務者　江島　広美
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第８３号
石川県鹿島郡中能登町高畠ヘ部17番地２
債務者　亀井　浩司
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月14日午後２時
金沢地方裁判所七尾支部

平成２２年（フ）第１４０号
島根県出雲市上塩冶町702番地９　コーポモリ102、前住所島根県出雲市下横町858番地１コーポローズＡ―101
債務者　中山　幸江
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月14日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第８０９号
岡山市北区富田267番地１　サーパス富田411号
債務者　相澤　　透
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月31日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９０６号
岡山市南区藤田520番地57
債務者　河野　洋章
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月31日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５８号
北海道野付郡別海町別海寿町62番地
債務者　千葉真由美（旧姓番屋）
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２２年（フ）第６０号
北海道根室市定基町１丁目30番地２
債務者　加藤　和博
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２２年（フ）第３３４６号
横浜市鶴見区平安町２丁目28番地１　ヨコハマアイランドガーデン850
債務者　吉田　真弓
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３９９号
神奈川県茅ヶ崎市柳島海岸1115番地１
債務者　伊熊　陽子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４１２号
横浜市瀬谷区二ツ橋町301番地　ヒルズウエスト横浜三ツ境203
債務者　谷口　美奈（旧姓岡林）
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４４２号
横浜市金沢区能見台東13番１―712号
債務者　長野　春美
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部